

氏名(本籍)	こくぶま里(福岡県)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博甲第4724号		
学位授与年月日	平成20年3月25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	人間総合科学研究科		
学位論文題目	植民地期朝鮮の普通学校における朝鮮事歴の研究 - 郷土史教授の視点から -		
主査	筑波大学教授	博士(教育)	谷川彰英
副査	筑波大学教授	博士(教育)	福田弘
副査	筑波大学教授	博士(理学)	井田仁康
副査	筑波大学教授	博士(文学)	伊藤純郎

論文の内容の要旨

(目的)「朝鮮事歴」とは、1919年の歴史教授の開始にしたがい日本歴史・関係史とともに教授された朝鮮の王朝史を指している。しかし、朝鮮総督府(以下、総督府)がどれだけ統治に都合よく読みかえたとしても、「朝鮮事歴」は朝鮮の歴史を基にしていることに変わりない。ここで総督府が「朝鮮事歴」教授のために注目したのが、郷土史教授の特性である。元来、郷土史は郷土の歴史を指す言葉であるが、これを用いる側の目的や方法にしたがい、「各地方の特色ある歴史」という側面とともに「中央史を具体化した歴史」という両義性を有した特性を持つようになる。総督府はこの後者の側面を利用して、郷土史である「朝鮮事歴」を中央史である日本歴史への従属・関係下に置こうとした。これまでの「朝鮮事歴」に関する先行研究は、総督府が組む官僚および朝鮮人側の動向により、その教授目的と教科書叙述の内容を分析しているものの、郷土史との関係を中心的なものとしていない。そこで本研究は、植民地期朝鮮の普通学校において教授された「朝鮮事歴」を郷土史教授の視点から検討することで、その歴史的意味を明らかにすることを目的とする。

(対象と方法)本研究の対象は、「朝鮮事歴」が教授された1919年から1941年であり、これを4つの時期区分〔(1)1919年～1922年、(2)1922年～1927年、(3)1928年～1933年、(4)1934年～1941年〕に分けて考察を行なった。この基準は、制度的な変更、総督府の政策変更に影響を与えた事件等、時代に影響を与えた教育思潮の展開の3点である。考察の方法は次の4点である。1つ目は、朝鮮総督府の「朝鮮事歴」に対する政策レベルと教授レベルの比較検討であり、2つ目は、総督府の政策決定の背景をできるだけ詳細に把握することである。3つ目は、教育方法やその背景にある教育思潮にも着目することであり、4つ目は、朝鮮人と日本人という二項対立ではなく、各々が所属する特定の集団単位においてその性向を検討することである。

(結果)総督府は、「中央史を具体化した歴史」の側面を利用して、「朝鮮事歴」を日本歴史の郷土史として教授することで、その従属・関係を強調しようとした。しかし、その両義性のために片方を強調したからといって、もう片方の特性が消えることはない。つまり、「各地方の特色ある歴史」を教授するという「危険性」をも内包していたのである。しかし、1930年前後に「内地」で隆盛していた郷土教育論の受容が、その判

断を鈍らせた。総督府は朝鮮人児童が朝鮮のことを学習することで、日本歴史に興味を引かせ愛国心を涵養することができる考えたのである。さらに、1930年前後の「内地」では、郷土史と中央史の性質が異なることや、郷土愛から愛国心へ至る過程が曖昧であることを指摘する論者がいたが、朝鮮においては郷土史である「朝鮮事歴」と中央史である日本歴史との関係が深く追究されることはなかった。しかし、朝鮮の教師や教育関係者の反応を見ると、「内地」では不明確であった郷土史と中央史の関係のなさが、植民地である朝鮮でより明確になったと言える。「朝鮮事歴」における郷土朝鮮と国家日本との関係は分離していたとすることができるのである。

(考察)「朝鮮事歴」を教授した総督府の意図と実際の教科書叙述にはズレがあったことを、教育関係者や教師の言説および指導案の分析により明確にした。さらに、従属・関係を強調するために、朝鮮事歴を日本歴史の郷土史として教授するという総督府の政策自体が、その教授内容や方法の面より見て、教授当初より自己矛盾を抱えていたことを明らかにした。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は朝鮮事歴の研究を郷土史教授の視点からまとめたもので、従来の研究を大きく超えた画期的なものである。郷土教育と朝鮮事歴との関係をさらに精緻化する課題は残されているものの、課程博の教育学の論文としては十分なレベルにあり、高い評価をすることができる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。